

医整第879号

平成29年1月19日

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 湊口 信也 様

岐阜県知事 古 田 肇



地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の役員に対する報酬及び退職手当の支給基準（変更）について（通知）

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「各法人」という。）の役員に対する報酬及び退職手当の支給基準について、各法人が当該支給基準を変更し、各法人から地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する法第48条第2項の規定による届出がありましたので、法第56第1項において準用する法第49条第1項の規定により、別添のとおり通知します。



# 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 役員報酬及び役員退職手当の支給基準

平成22年4月1日 制定

平成23年1月1日 改正

平成24年1月1日 改正

平成29年2月1日 改正

## 1 役員報酬・役員退職手当に関する法律の規定の概略 (地方独立行政法人法48条,49条(56条1項で準用))

- ① 一般地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- ② 報酬等の支給の基準は、法人が定め、知事に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ③ 報酬等の支給の基準は、(1)国・地方公共団体の職員給与、(2)他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、(3)当該法人の業務実績その他の事情を考慮して定めなければならない。
- ④ 評価委員会は、報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

## 2 基本的な考え方

- ① 役員の職務・職責に応じた適正かつ妥当な水準とする。その妥当性の判断に当たっては、他の地方独立行政法人(公立大学法人を含む)及び国の独立行政法人(国立大学法人を含む)の役員報酬等の状況のほか、国立病院(直営)の長、岐阜県を含む都府県の特別職、地方独立行政法人化前の岐阜県立病院の院長等及び他県の病院事業管理者等の給与の状況を参考とする。
- ② ①を踏まえた結果、役員の基本報酬の月額並びに賞与及び退職手当の算定方法は、「指定職俸給表」の適用を受ける国家公務員の取扱い及びこれに準拠して定められている岐阜県の教育職給料表(一)6級の適用を受ける職員の取扱いを参考に定めることとする。
- ③ 評価委員会による法人の業務実績評価を活用し、その評価結果を常勤役員の賞与及び退職手当に反映することができる制度とする。

## 3 役員報酬の支給基準

### (1) 常勤役員(理事長、副理事長、理事)

#### ①基本報酬(月額)

理事長 860,050円以内

副理事長 800,310円以内

理事 742,630円以内

#### ②通勤手当 法人職員の例による

#### ③賞与 [計算式] 賞与(年間支給総額) = 基本報酬月額 × 1.45 × (1.40 [6月] + 1.85 [12月])

- ◆職員を兼務する常勤役員には、役員報酬は支給せず、職員給与規程を適用する。
- ◆基本報酬(月額)については、理事会において特に必要と認める場合に限り、ここで定める上限額を上回る金額を定めることができるものとする。ただし、その場合の金額は、ここで定める上限額に100分の120を乗じた額を超えることができないものとする。
- ◆設立団体である岐阜県において職員給与の臨時的抑制措置(給与カット)が行われる場合も、必ずし



# 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 役員報酬及び役員退職手当の支給基準

平成22年4月1日 制定

平成22年12月16日 改正

平成24年1月1日 改正

平成29年1月1日 改正

## 1 役員報酬・役員退職手当に関する法律の規定の概略（地方独立行政法人法48条、49条（56条1項で準用））

- ① 一般地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- ② 報酬等の支給の基準は、法人が定め、知事に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ③ 報酬等の支給の基準は、(1)国・地方公共団体の職員給与、(2)他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、(3)当該法人の業務実績その他の事情を考慮して定めなければならない。
- ④ 評価委員会は、報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

## 2 基本的な考え方

- ① 役員の職務・職責に応じた適正かつ妥当な水準とする。その妥当性の判断に当たっては、他の地方独立行政法人（公立大学法人を含む）及び国の独立行政法人（国立大学法人を含む）の役員報酬等の状況のほか、国立病院（直営）の長、岐阜県を含む都府県の特別職、地方独立行政法人化前の岐阜県立病院の院長等及び他県の病院事業管理者等の給与の状況を参考とする。
- ② ①を踏まえた結果、役員の基本報酬の月額並びに賞与及び退職手当の算定方法は、「指定職俸給表」の適用を受ける国家公務員の取扱い及びこれに準拠して定められている岐阜県教育職給料表（一）6級の適用を受ける職員の取扱いを参考に定めることとする。
- ③ 評価委員会による法人の業務実績評価を活用し、その評価結果を常勤役員の賞与及び退職手当に反映することができる制度とする。

## 3 役員報酬の支給基準

### (1) 常勤役員（理事長、副理事長、理事）

#### ①基本報酬（月額）

理事長 835,000円 以内

副理事長 777,000円 以内

理事 721,000円 以内

#### ②通勤手当 法人職員の例による

③賞与 [計算式] 賞与（年間支給総額）＝ 基本報酬月額 × 1.45 × (1.55 [6月] + 1.70 [12月])

◆職員を兼務する常勤役員には、役員報酬は支給せず、職員給与規程を適用する。

◆基本報酬（月額）については、理事会において特に必要と認める場合に限り、ここで定める上限額を上回る金額を定めることができるものとする。ただし、その場合の金額は、ここで定める上限額に100分の120を乗じた額を超えることができないものとする。

◆設立団体である岐阜県において職員給与の臨時的抑制措置（給与カット）が行われる場合も、必ずしも同様の措置を行うものではない。（法人の職員と同様の取扱い。）

◆賞与については、法人の業績（評価委員会が行う法人の業務実績評価の結果）及び当該役員の法人の

業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、100分の20の範囲内で増額又は減額できるものとする。

## (2) 非常勤役員（理事、監事）

- ①非常勤役員手当      理事      日額    30,000円  
  監事      年額    900,000円
- ②通勤手当              職員の旅費の例による費用弁償

◆職員を兼務する非常勤役員（理事）には、役員報酬は支給せず、職員給与規程を適用する。

## 4 役員退職手当の支給基準

### (1) 常勤役員のうち下記(2)～(4)以外の者【原則】

常勤役員のうち下記(2)～(4)以外の者には、次の計算式による金額の役員退職手当を支給する。

[計算式] 退職手当 = 在職期間（月数）× 基本報酬月額 × 0.125

◆法人の業績（評価委員会が行う法人の業務実績評価の結果）及び当該役員の法人の業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、増額又は減額できるものとする。

### (2) 職員としての定年前に常勤役員（専任）となった者【特例】

#### ア. 法人職員・岐阜県職員から常勤役員（専任）となった者

定年前の法人職員・岐阜県職員が退職手当を支給されることなく退職し、引き続いて専任の常勤役員となった場合は、法人職員・岐阜県職員としての在職期間と常勤役員としての在職期間を通算し、当該常勤役員が退職したときは、法人職員・岐阜県職員として退職したと仮定して法人職員退職手当規程・岐阜県職員退職手当条例の例によった場合の退職手当を支給する。

ただし、この取扱いは職員であったとした場合の定年の年度末までとし、常勤役員在職中にこの定年の年度末に達したときは、その時点で退職手当を支給する。その後の常勤役員としての在職期間に対する役員退職手当は、支給しない。

#### イ. 岐阜県が設立する他の一般地方独立行政法人の役員から常勤役員（専任）となった者

岐阜県が設立する他の一般地方独立行政法人の役員のうち、当該役員としての在職期間に当該法人の職員・岐阜県職員としての在職期間が通算されている者が退職手当を支給されることなく退職し、引き続いて専任の常勤役員となった場合には、在職期間の通算を継続する。その後の取扱いは、アによる。

### (3) 過去に法人職員・岐阜県職員として退職手当の支給を受けている者【特例】

過去に定年又は勸奨により法人職員、岐阜県が設立する他の一般地方独立行政法の職員又は岐阜県職員を退職し、かつ、これらの職員としての退職手当の支給を受けている者には、役員退職手当は支給しない。

### (4) 職員を兼務する役員【特例】

職員を兼務する常勤役員には、役員退職手当は支給せず、職員退職手当規程を適用する。

### (5) 非常勤役員

非常勤の役員には、役員退職手当は支給しない。

## 5 適用年月日

この基準は、平成29年1月1日から適用する。